

放送停止事故の発生状況（令和6年度）

令和7年10月
情報流通行政局
放送技術課

地上系・衛星系の放送※1での停止事故の発生状況①

- 令和6年度における放送停止事故の発生件数※2は263件であり、令和5年度から微増している。
- 令和6年度における重大事故の発生件数は29件であり、放送停止事故全体の約11%を占める。
- 例年、台風・落雷等の自然災害が多く発生する7月～9月に放送停止事故が増加する傾向がある。

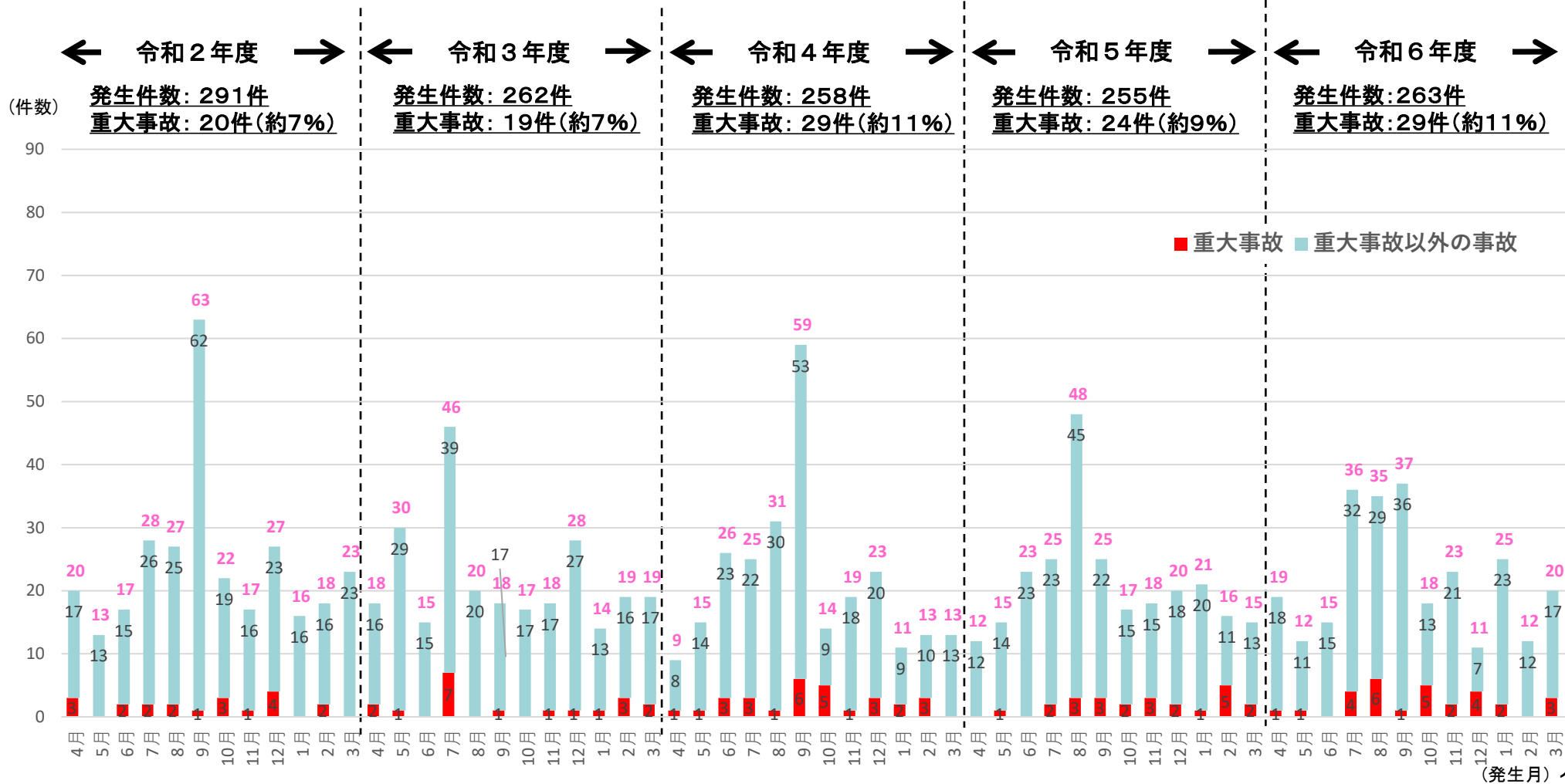
放送停止事故の発生状況

※1 基幹放送、衛星一般放送

※2 同一地域で同一時間帯に発生した降雨減衰等に起因した障害は、1件として計上。

・同一局所で同一原因により断続的に発生した障害は、復旧までの累積時間を障害の時間とし、1件として計上。

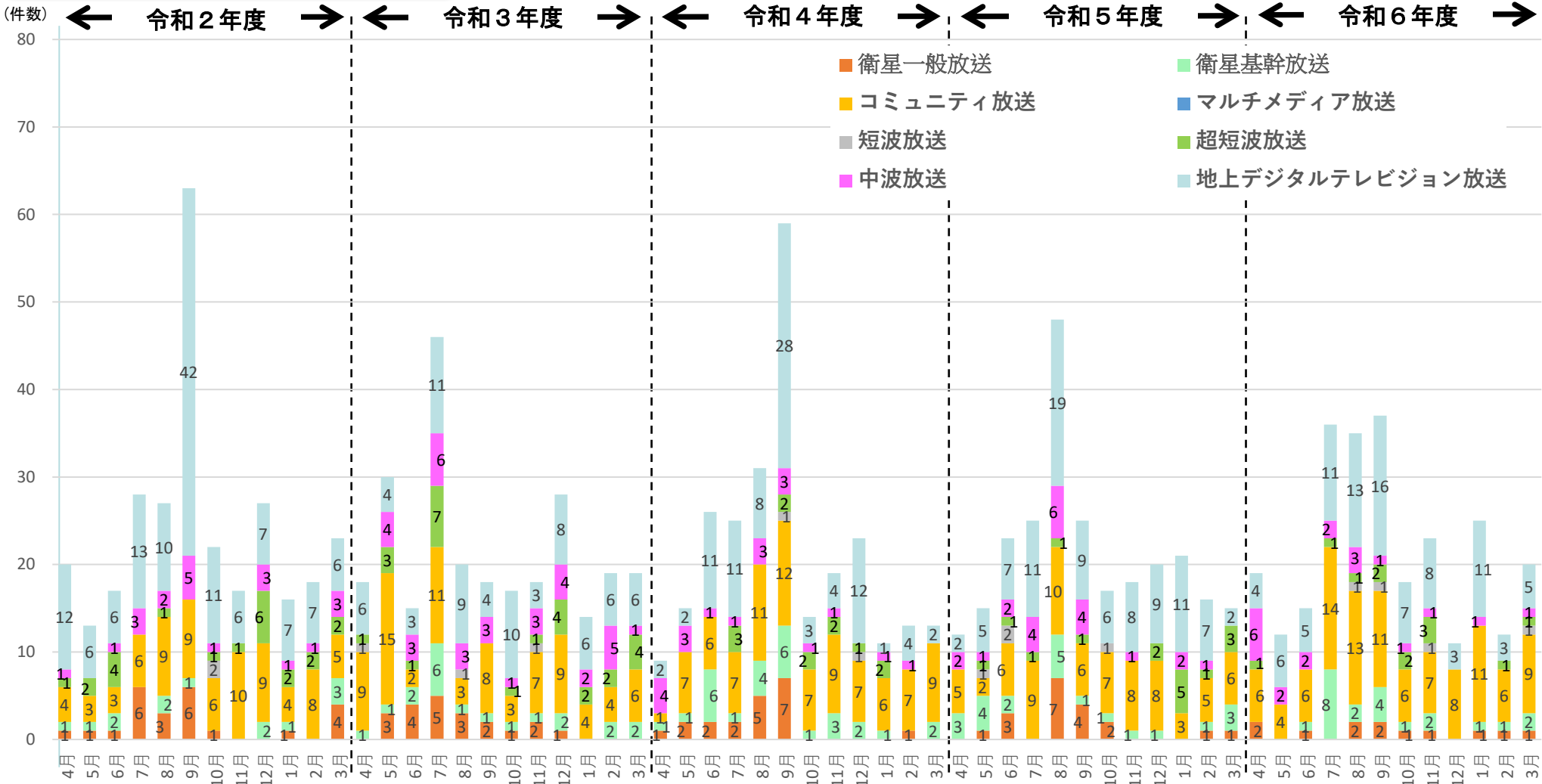
・複数事業者の設備が同一箇所に設置されている場合、当該箇所が発生した障害は、1件として計上。



地上系・衛星系の放送での停止事故の発生状況②

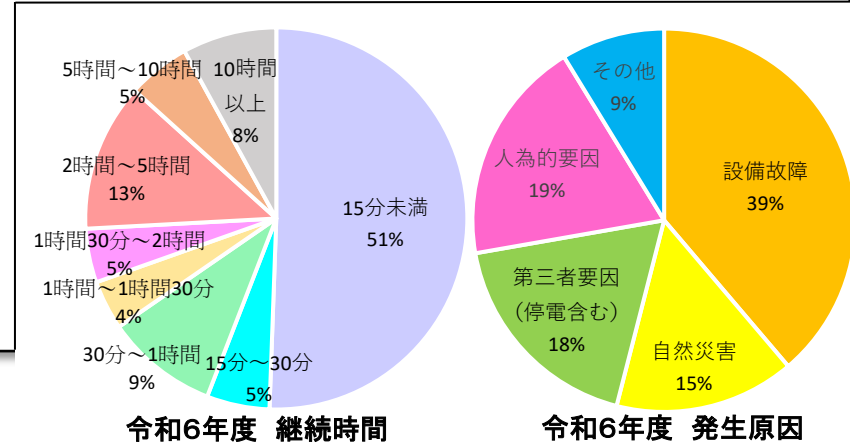
- 令和6年度における放送種別毎の発生状況では、コミュニティ放送及び地上デジタルテレビジョン放送の件数が多い。
- 地上デジタルテレビジョン放送については、令和6年7月～9月の間に放送停止事故が多数発生しているが、主に台風に伴う停電や落雷に起因するものである。

放送種別毎の発生状況



地上系・衛星系の放送での停止事故に係る継続時間と放送種別の関係

- 放送停止事故 全263件のうち、133件(全体の約51%)が「15分未満」で復旧している。
- 放送停止の継続時間が10時間以上の事故は計21件(全体の約8%)発生し、前年度の23件(全体の約9%)と比べて減少している。令和6年度の10時間以上の事故は、台風に起因するものや落雷に起因するものなど、自然災害が主な要因である。
- 放送停止事故の発生原因としては、設備故障が102件(全体の約39%)と最も多く、次いで人為的要因が50件(全体の約19%)となっている。
- 発生原因が第三者要因の場合は、放送停止の継続時間が「2時間以上」の割合が約半数(48件中23件が「2時間以上」の放送停止事故)である。



放送停止の継続時間と放送種別の関係

 : 重大事故が含まれる領域

放送種別	地上基幹放送																								衛星基幹放送						衛星一般放送																
	地上基幹放送																								衛星基幹放送						衛星一般放送																
	親局												重要な中継局 (プラン局※)												小規模な中継局						衛星基幹放送						衛星一般放送										
継続時間	地上基幹放送																								衛星基幹放送						衛星一般放送																
	地上デジタルテレビジョン放送、中波放送、中波放送のFM補完中継局、超短波放送、短波放送、マルチメディア放送												コミュニティ放送												重要な中継局 (プラン局※)						小規模な中継局						衛星基幹放送						衛星一般放送				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度												
15分未満	125	136	107	121	133	41	41	19	41	40	22	33	29	26	42	6	6	8	7	8	29	22	7	12	15	9	19	25	19	18	18	15	19	16	10												
15分以上 30分未満	17	13	15	13	14	1	3	1	0	1	6	5	9	7	9	0	1	2	0	0	4	2	2	1	3	3	0	1	3	1	3	2	0	2	0												
30分以上 1時間未満	24	27	20	14	25	3	1	1	2	1	7	10	15	7	14	4	4	0	0	2	8	9	3	4	6	1	1	1	0	0	0	1	2	0	1	2											
1時間以上 1時間30分未満	18	12	8	12	11	1	2	1	0	1	9	5	0	7	5	0	0	0	0	1	8	4	7	5	2	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0											
1時間30分以上 2時間未満	12	14	17	18	12	0	0	1	0	0	4	9	9	7	8	0	1	0	1	1	8	4	7	10	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0											
2時間以上 5時間未満	52	31	36	34	33	1	1	0	0	0	4	3	9	6	6	1	2	2	4	4	44	24	23	24	23	0	0	1	0	0	0	2	1	1	0	0											
5時間以上 10時間未満	19	15	27	20	14	1	0	0	0	0	2	2	4	6	6	1	0	2	0	1	15	13	21	14	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											
10時間以上	24	14	28	23	21	0	1	0	0	2	6	2	4	5	3	0	0	2	1	0	18	11	22	17	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											
計	291	262	258	255	263	48	49	23	43	45	60	69	79	71	93	12	14	16	13	17	134	89	92	87	74	13	20	28	22	22	24	21	20	19	12												
赤枠内のうち重大事故 計 (件数)	20	19	29	24	29	6	8	4	1	5	10	7	17	17	15	2	2	6	5	5						1	1	2	1	4	1	1	0	0	0												

※ 基幹放送用周波数使用計画の表に掲げる中継局

放送停止の継続時間と発生原因の関係

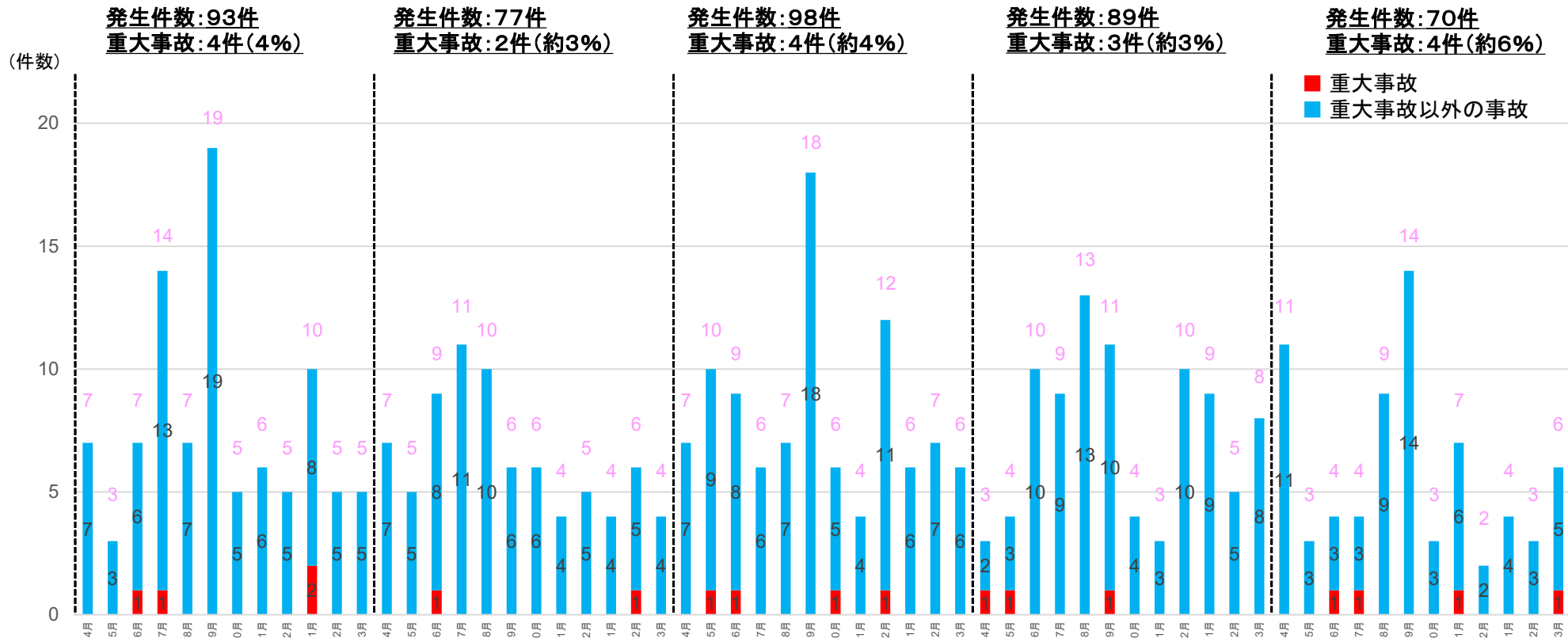
※ 括弧内の赤字は、重大事故の発生件数を示す

継続時間	設備故障					自然災害					第三者要因 (停電含む)					人為的要因					その他				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
短時間 (15分未満)	53	36	32	37	42	23	40	29	35	22	10	11	15	9	14	32	34	23	31	36	7	15	8	9	19
中程度 (15分~2時間)	33 (3)	29 (4)	23 (2)	26 (2)	33 (2)	11	14 (1)	12 (1)	16	4 (1)	20	13	12 (1)	8	11	3 (2)	5 (2)	5 (1)	6	11 (4)	4	5	8	1	3
長時間 (2時間以上)	37 (9)	27 (5)	24 (11)	27 (9)	27 (8)	26 (4)	17 (3)	28 (9)	19 (6)	14 (4)	26 (1)	7	32 (1)	24 (3)	23 (7)	2 (1)	5 (4)	4 (3)	4 (4)	3 (3)	4	4	3	3	1
計	123 (12)	92 (9)	79 (13)	90 (11)	102 (10)	60 (4)	71 (4)	69 (10)	70 (6)	40 (5)	56 (1)	31	59 (2)	41 (3)	48 (7)	37 (3)	44 (6)	32 (4)	41 (4)	50 (7)	15	24	19	13	23

有線一般放送での停止事故の発生状況

- 令和6年度における停止事故※1の発生件数※2は70件であり、このうち重大事故※3は4件で全体の約6%となっている。
- 全体の停止事故発生件数は直近5年間で一番少ないが、重大事故においては令和5年度から微増している。

← 令和2年度 → ← 令和3年度 → ← 令和4年度 → ← 令和5年度 → ← 令和6年度 →



※1 報告対象となる事故は、放送法施行規則別表第49号に基づき以下のいずれにも該当するもの。
 ・ 放送の停止を受けた利用者の数が500以上又は利用者の過半数に影響が及ぶもの
 ・ 放送の停止時間が2時間以上のもの
 ※2 複数事業者又は複数設備にわたって同時に発生した事故は1件として計上。ただし、重大事故とその他の事故が同時に発生した場合は別々に計上。
 ※3 重大事故は、放送法施行規則第157条に基づき以下のいずれにも該当するもの。
 ・ 放送の停止を受けた利用者の数が30000以上
 ・ 放送の停止時間が2時間以上のもの

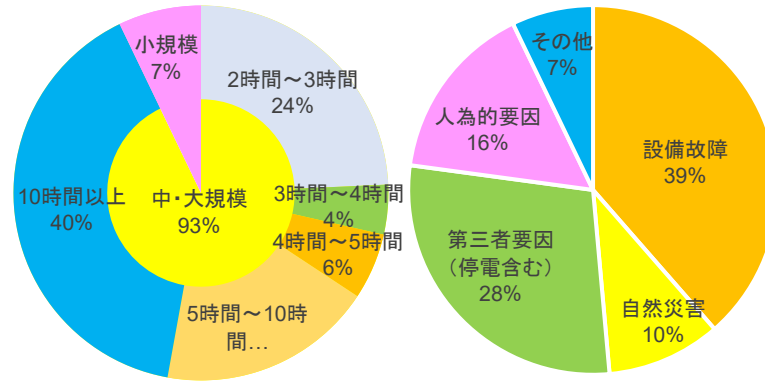
有線一般放送での停止事故に係る継続時間と設備規模・発生原因の関係

- 令和6年度は、10時間以上の停止事故が最も多い。
- 発生原因は設備故障によるものが最も多く、次いで第三者要因による停止事故が多い。

放送停止の継続時間と設備規模の関係

 : 重大事故が含まれる領域

設備規模 継続時間	小規模 (引込端子数 501~5,000)					中・大規模 (引込端子数 5,001~)					計														
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度										
2時間~3時間		3		2		20	3	19	25	2	22	17	1	20	3	22	25	2	24	17	1				
3時間~4時間		2				7		6	17	1	9	3		7		8	17	1	9	3					
4時間~5時間		2		2		6		7	9		8	4	1	6		9	9		10	4	1				
5時間~10時間	3	2	3	1	2	23	1	21	1	15	1	17		23	1	23	1	18	1	18	15				
10時間以上	10	3	5	3	3	24		12	1	24		25	3	28	2	34	15	1	29	28	3	31	2		
計	13	12	8	8	5	80	4	65	2	90	4	81	3	65	4	93	4	77	2	98	4	89	3	70	4



放送停止の継続時間と発生原因の関係

原因 継続時間	設備故障					自然災害					第三者要因					人為的要因					その他														
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度										
2時間~3時間	12	1	13	19	2	16	8	1		2	2	2	1	3	1	5	3	3	4	2	1	2		1	2	3		1	2	2					
3時間~4時間	4		5	11	1	6	1	1	1	2		1	1	2	1	2	1	3	2	1			1				1		1						
4時間~5時間	3		6	8	4	3	1	1		2		2	2	1	4		2	2	1	4									1						
5時間~10時間	8	1	5	7	9	6	9	10	5	1	1	5	7	6	1	4	8	2	1	1	2		2		2		2		2						
10時間以上	5		4	6	10	2	9	1	18	5	15	10	4	1	9	3	6	6	7	1	2	1	1	1	9	1	1	2	1	2					
計	32	2	33	51	3	45	2	27	3	29	19	24	15	7	1	21	1	18	19	1	19	20	5	1	5	2	1	4	1	11	6	2	3	6	5

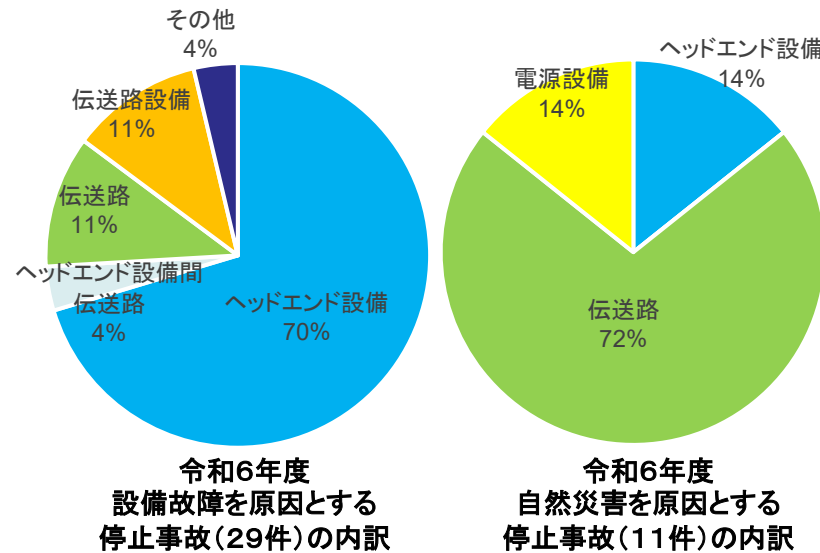
※ 赤字は重大事故の発生件数を示す(事故件数の内数)

有線一般放送での停止事故の発生原因について

- 令和6年度における停止事故の発生原因は設備故障が約4割を占める。
- 直近5年における発生原因は、2年連続で自然災害が第三者要因を下回った。
- 設備故障を原因とする停止事故については、ヘッドエンド設備の故障が約70%となっている。
- 自然災害を原因とする停止事故については、伝送路の破損等によるものが約72%を占めた。

発生原因と設備規模の関係

設備規模 発生原因	小規模 (引込端子数 501~5,000)					中・大規模 (引込端子数 5,001~)					計				
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
設備故障		7	4	5	2	32	26	47	40	25	32	33	51	45	27
自然災害	12	3	3	2		17	16	21	13	7	29	19	24	15	7
第三者要因 (停電含む)	1	1	1	1	3	20	17	18	18	17	21	18	19	19	20
人為要因						5	5	1	4	11	5	5	1	4	11
その他不明		1				6	1	3	6	5	6	2	3	6	5
計	13	12	8	8	5	80	65	90	81	65	93	77	98	89	70



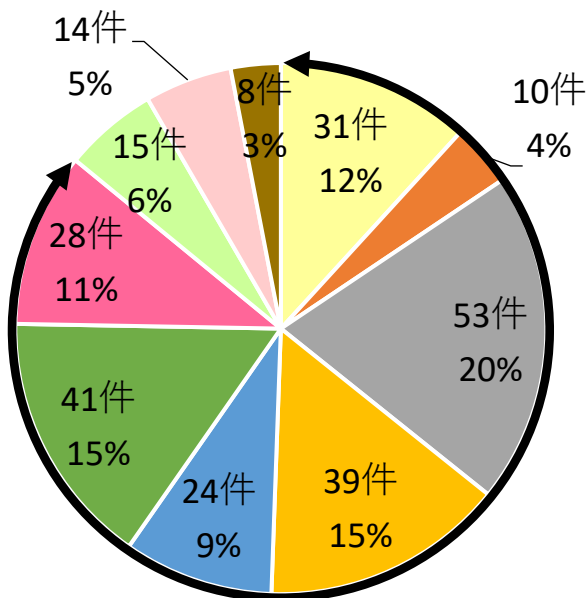
発生原因と故障設備の関係

設備 発生原因	ヘッドエンド設備					ヘッドエンド設備間伝送路					伝送路 (幹線、分配線、引込線、その他)					伝送路設備 (光ノード、中継増幅器、分岐器、ルータ、その他)					電源設備 (ヘッドエンド、伝送路、その他)					その他				
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
設備故障	17	15	22	20	19		1	1		1	2	5	6	7	3	9	6	17	11	3	4	4	4	4			2	1	3	1
自然災害	1		2	2	1	1	1				18	12	10	9	5	1	3	2	2		5	2	7		1	3	1	3	2	
第三者要因 (停電含む)	2				1	1	1				9	13	5	12	9	1	2	7	2	4	5	2	4	2	5	3		3	3	1
人為要因	1			4	8							1					1				1	1			2	3	2	1		1
その他不明	1		1	2	2				1	1	2	1	1	1	1	1							1	1	2	1	1	1		
計	22	15	25	28	31	2	3	1	1	2	31	32	22	29	18	12	12	26	15	7	15	9	15	7	9	11	6	9	9	3

事業者による復旧措置の状況

- 地上系・衛星系及び有線一般放送のいずれにおいても、ハードウェア交換・修復、系切替、設備リセット・再起動、ケーブル修復・張替など、放送事業者が自ら対応した措置の割合が8割以上と高くなっている。
- 前年度の割合と比べると、地上系・衛星系(約86%→約86%)及び有線一般放送ともに横ばい(約85%→約84%)となっている。

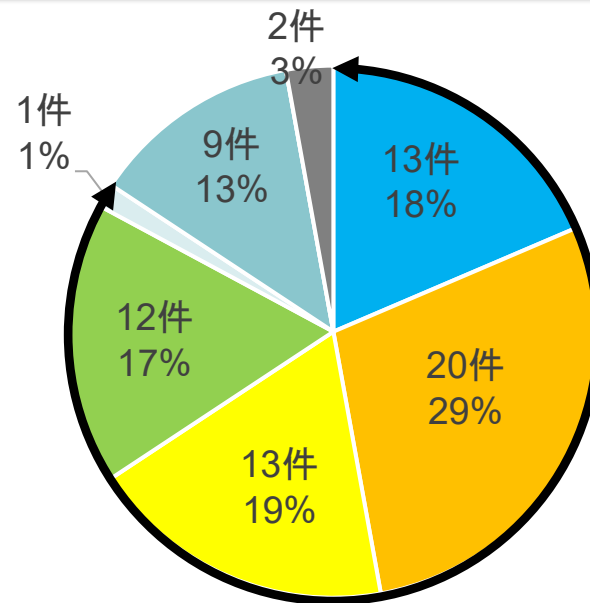
地上系・衛星系事業者による措置の内訳



放送事業者が自ら対応 約86%

- ハードウェア交換・修復
- ソフトウェア修正・設定変更
- 系切替
- 設備リセット・再起動
- 電源の自力復旧 (自家発電、可搬発電機設置)
- 自然復旧
- その他 (入力ミス修正等)
- 電気事業者にて対応 (電力回復)
- 電気通信事業者による対応
- 番組素材を提供する事業者による対応

有線一般放送事業者による措置の内訳



放送事業者が自ら対応 約84%

- ケーブル修復・張替
- ハードウェア交換・修復
- 設備リセット・再起動
- ソフトウェア修正
- 自然復旧
- 他事業者にて対応
- その他

重大事故の発生原因と放送種別の関係

- 令和6年度における重大事故の発生原因としては、設備故障(13件)及び第三者要因(7件)、人為的要因(7件)が多く、これらで全体(33件)の約8割を占めている。
- 重大事故の合計件数は前年度よりも増加(27件→33件)しており、主に地上デジタルテレビジョン放送及び衛星基幹放送で増加(地上デジタルテレビジョン放送:5件→9件、衛星基幹放送:1件→4件)している。

重大事故の発生原因と放送種別の関係

放送種別 発生原因	合計事故件数					地上デジタル テレビジョン放送					中波放送					中波放送のFM補完中継局					超短波放送					短波放送				
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
設備故障	14	9	16	13	13	1	2	3	3	3	3	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
自然災害	4	4	10	6	6	0	0	2	1	2	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
第三者要因(停電含む)	2	0	3	3	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
人為的要因	4	8	4	5	7	1	2	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計(件数)	24	21	33	27	33	2	4	5	5	9	4	1	1	1	1	1	0	2	0	0	1	5	2	0	0	0	0	0	0	0

放送種別 発生原因	マルチメディア放送					コミュニティ放送					衛星基幹放送					衛星一般放送					有線一般放送				
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
設備故障	0	0	0	-	-	6	3	8	7	5	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	2	0	3	2	3
自然災害	0	0	0	-	-	3	2	6	4	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
第三者要因(停電含む)	0	0	0	-	-	1	0	1	3	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
人為的要因	0	0	0	-	-	0	2	2	3	1	0	1	1	0	2	1	1	0	0	0	1	2	0	1	0
その他	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計(件数)	0	0	0	-	-	10	7	17	17	15	1	1	2	1	4	1	1	0	0	0	4	2	4	3	4

【参考1】安全・信頼性に係る技術基準の概要

放送法

(設備等の維持)

第111条 **認定基幹放送事業者は、基幹放送設備及びその運用のための業務管理体制(当該認定基幹放送事業者が基幹放送設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託している場合にあつては、委託先における業務管理体制を含む。以下「基幹放送設備等」という。)を総務省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。**

2 前項の基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

- 一 **基幹放送設備の損壊若しくは故障又は不適切な運用により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすること。**
- 二 基幹放送設備等を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすること。

特定地上基幹放送事業者については法第112条に、
基幹放送局提供事業者については法第121条に、
登録一般放送事業者については法第136条に、
技術基準への適合維持義務を同様に規定。

放送法施行規則

事故発生原因	措置 ※	地上系、衛星系の放送 (第104条～第121条、第148条)	有線一般放送 (第151条～第154条)
設備故障	予備機器等	予備機器の設置もしくは配備、故障等の発生時に予備機器に速やかに切替	<ol style="list-style-type: none"> ① ヘッドエンド設備等について、予備機器の設置もしくは配備、故障等の発生時に予備機器に速やかに切替 ② ヘッドエンド設備相互間及び幹線(光ケーブル)の伝送路設備について、予備の線路または芯線の設置 ③ 伝送路設備の機器の予備の設置もしくは配備 ④ ヘッドエンド設備相互間の伝送路設備は、なるべく複数の経路により設置
	故障検出	<ol style="list-style-type: none"> ① 故障等の発生時にこれを直ちに検出し、運用者へ通知する機能 ② やむを得ず①の措置を講ずることができない設備は、故障等の発生時にこれを目視または聴音等により速やかに検出し、運用者へ通知可能な措置 	<ol style="list-style-type: none"> ① 故障等の発生時にこれを直ちに検出し、運用者へ通知する機能 ② やむを得ず①の措置を講ずることができない設備は、故障等の発生時にこれを目視または聴音等により速やかに検出し、運用者へ通知可能な措置
	試験機器及び応急復旧機材の配備	<ol style="list-style-type: none"> ① 設備の点検及び調整に必要な試験機器の配備 ② 故障等の発生時に応急復旧措置を行うために必要な機材の配備 	<ol style="list-style-type: none"> ① 設備の点検及び調整に必要な試験機器の配備 ② 故障等の発生時に応急復旧措置を行うために必要な機材の配備
自然災害	耐震対策	<ol style="list-style-type: none"> ① 設備の据付けに当たって、地震による転倒または移動を防止するための耐震措置 ② 地震による設備構成部品の接触不良及び脱落を防止するための耐震措置 ③ ①、②の耐震措置は大規模な地震を考慮 	<ol style="list-style-type: none"> ① 設備の据付けに当たって、地震による転倒または移動を防止するための耐震措置 ② 地震による設備構成部品の接触不良及び脱落を防止するための耐震措置 ③ ヘッドエンド設備について、①、②の耐震措置は大規模な地震を考慮
	耐雷対策	雷害を防止するための措置	雷害を防止するための措置
停電	停電対策	<ol style="list-style-type: none"> ① 自家発電機または蓄電池の設置 ② 自家発電機等の燃料について、必要な量の備蓄または補給手段の確保 	<ol style="list-style-type: none"> ① 自家発電機または蓄電池の設置 ② 自家発電機等の燃料について、必要な量の備蓄または補給手段の確保

※ 表に掲げる措置の他に、機能確認、送信空中線に起因する誘導対策、防火対策、屋外設備、放送設備を収容する建築物、宇宙線対策、サイバーセキュリティの確保に関する技術基準がある。

【参考2】各放送の種別による技術基準

各放送の種別による主な技術基準 ※1

放送種別		地上デジタルテレビ及び中波放送					超短波放送及び短波放送					マルチメディア放送			コミュニティ放送			衛星基幹放送及び衛星一般放送				有線一般放送			
		番組送出設備	中継回線設備		放送局の送信設備		番組送出設備	中継回線設備		放送局の送信設備		番組送出設備	中継回線設備	放送局の送信設備		番組送出設備	中継回線設備	放送局の送信設備	番組送出設備	中継回線設備	地球局設備	放送局の送信設備	小規模 (501端子以上5,000端子以下)	中・大規模 (5,001端子以上)	
親局へ送信	プラン局へ送信		親局	プラン局	親局へ送信	中継局へ送信※2		親局	中継局※2	大規模な放送局	小規模な放送局														
事故発生原因	措置																								
設備故障	予備機器等	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	-	○	-	-	○	○	○	○	-	○	
	故障検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	試験機器及び応急復旧機材の準備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	
自然災害	耐震対策	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	○	
	耐雷対策	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○	-	○	○	
停電	停電対策	○	○	○	○	○	○	○	-	○※3	-	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○	-	○	

※1 表の基準以外に、機能確認、送信空中線に起因する誘導対策、防火対策、屋外設備、放送設備を収容する建築物、宇宙線対策、サイバーセキュリティの確保に関する技術基準がある。

※2 短波放送の場合は「プラン局」

※3 短波放送の場合は「-」

※4 一部規定は適用例外

【参考3】放送設備における安全・信頼性の確保

放送法の改正(平成23年6月30日施行)により、放送設備の安全・信頼性の確保を図るため、重大な事故に関する報告制度を整備。また、重大な事故以外の放送停止事故についても、1年ごとに各事業者から報告。

重大な事故の報告

認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者及び登録一般放送事業者は、設備等に起因する放送の停止その他の重大な事故であって総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。(放送法第113条、第122条、第137条)

報告が必要な重大な事故(放送法施行規則第125条、第157条)(要約)

放送の種類別	基幹放送事業者(認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者)、基幹放送局提供事業者 [※]			登録一般放送事業者	
	地上基幹放送	移動受信用地上基幹放送	衛星基幹放送	衛星一般放送	有線一般放送
	・地上デジタルテレビジョン放送 ・中波放送 ・超短波放送 ・短波放送 ・コミュニティ放送	・マルチメディア放送 (V-Lowは空中線電力500W超、 V-Highは空中線電力3W(非再生 中継方式局は50W)超)	・BS放送 ・東経110度CS放送	・東経124/128度CS放送 等	・ケーブルテレビ
報告の対象	設備等に起因して放送の全部または一部を停止させた事故				
停止時間	親局：15分以上 (コミュニティ放送の親局は2時間以上) 重要な中継局：2時間以上	親局：15分以上 中継局：2時間以上	15分以上	2時間以上	2時間以上
影響利用者数	-	-	-	-	3万以上

※ 認定基幹放送事業者はソフト事業者、特定地上基幹放送事業者はハード・ソフト一致事業者、基幹放送局提供事業者はハード事業者

放送停止事故に関する報告

認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者及び登録一般放送事業者は、1年ごとに、設備等の状況[※]について総務大臣に報告しなければならない。(放送法施行規則第127条、第159条)

※有線一般放送における報告対象となる事故は、放送法施行規則別表第49号に基づき以下のいずれにも該当するもの。
- 放送の停止を受けた利用者の数が500以上又は利用者の過半数に影響が及ぶもの
- 放送の停止時間が2時間以上のもの

本資料は、上記の制度に基づき、各事業者から報告された令和6年度の放送停止事故の発生状況を集計・分析した概要